

令和7年12月20日(土)
松山市医療安全対策講習会

医療用麻薬等の 適正使用、適正管理について

愛媛県中予保健所
企画課

本日の内容

1. 麻薬取扱者免許
2. 譲渡・譲受
3. 保管
4. 帳簿・記録
5. 廃棄・事故

麻薬及び向精神薬取締法

第1条(目的)

➤この法律は、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について**必要な取締り**を行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、**麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止**し、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

1. 麻薬取扱者免許

適用条文（麻薬取扱者免許）

麻薬及び向精神薬取締法

【第2条第18号】 麻薬使用者

- 都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者をいう。

【第2条第19号】 麻薬管理者

- 都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者をいう。

麻薬使用者免許

➤ 麻薬を施用(処方)する医師・歯科医師・獣医師が取得しなければならない。

- ① 麻薬を施用(処方)するために必要
- ② 個人に与えられる
- ③ 都道府県ごとの免許
- ④ 免許証記載の診療施設で施用

麻薬管理者免許

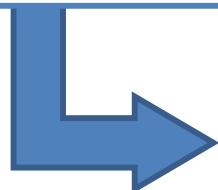
➤ 麻薬使用者が2名以上いる診療施設において
常勤の医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の中から
麻薬を管理する者が取得しなければならない。

- ① 麻薬使用者が複数勤務している場合に必要
- ② 個人に与えられる
- ③ 都道府県ごとの免許
- ④ 免許証記載の診療施設で麻薬を管理

麻薬取扱者免許について

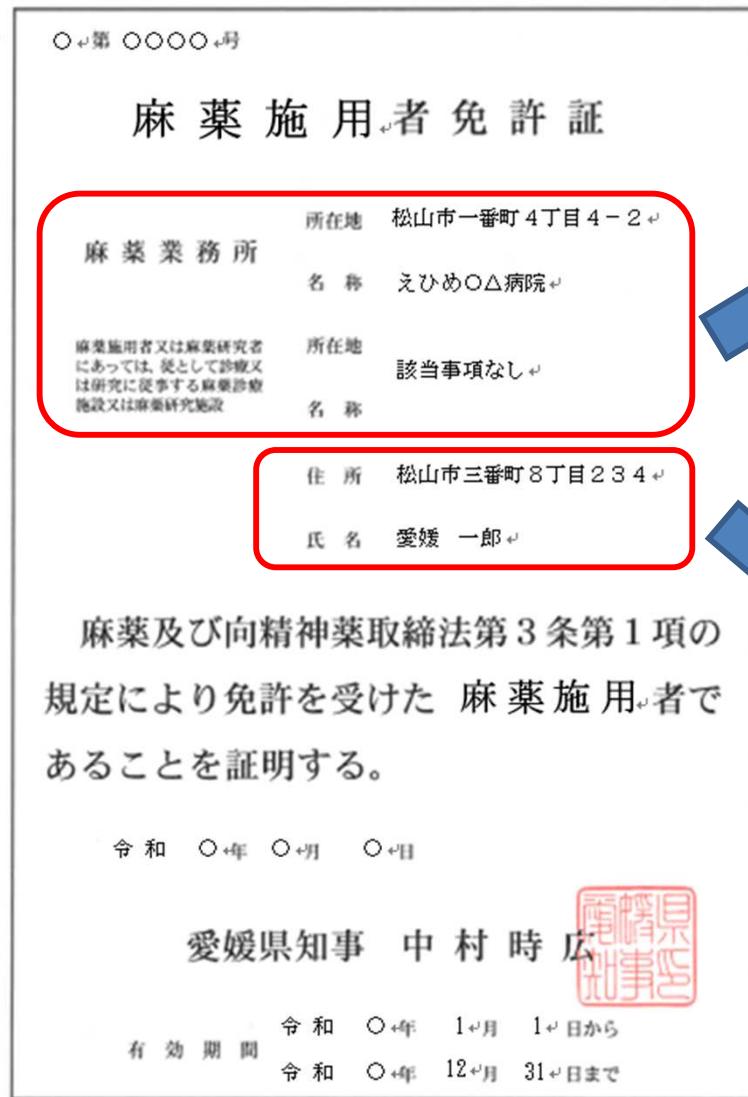
- ・ 麻薬取扱者免許の有効期間は最大3年
(免許の日の属する年の翌々年の年末まで)

- ・ 有効期間が満了したとき
- ・ 免許証の記載事項に変更があったとき
- ・ 麻薬に関する業務を廃止したとき



15日以内に届出の提出が必要

免許証の記載事項変更について



○麻薬業務所の所在地・名称

- ・業務所の変更及び追加
- ・業務所の移転
- ・業務所の名称の変更

○麻薬取扱者の住所・氏名

- ・引っ越しによる住所の変更
- ・婚姻等による氏名の変更

麻薬に関する業務の廃止について

麻薬使用者

- ・愛媛県内の麻薬に関する業務の廃止
- ・死亡

麻薬管理者

- ・麻薬診療施設での麻薬に関する業務の廃止
- ・麻薬診療施設の法人化
- ・死亡
- ・麻薬診療施設の移転

※麻薬業務所でなくなったときは15日以内に現に所有する
麻薬の品名及び数量の届出も必要

BadCase 1

➤ B病院が新築移転したが、新たな麻薬管理者の免許を受けることなく、そのまま麻薬を取り扱っていた。

- ✓ 麻薬管理者は、当該麻薬診療施設が移転、新築した場合はあらかじめ新たに免許を受ける必要がある
- ✓ 麻薬管理者が交代する場合や、開設者の変更する場合(個人 ⇄ 法人含む)も同様
⇒ 麻薬施用者の場合は変更後の届出で可

BadCase 2

➤ 麻薬使用者の免許番号が変わったことに気付かず、院外麻薬処方せんに古い免許番号を記載し、患者に交付してしまった。

- ✓ 免許番号は、取り直しや継続時に**変わります**。
⇒オーダリングシステムなどで麻薬処方せんが自動印字される場合は特に注意！

免許取得年

7第〇〇〇〇号

通し番号（一例）

施用者(医)	: 1~1999
施用者(歯)	: 2001~2999
管理者(獣)	: 8001~8999
小売業者	: 4001~4999

BadCase 3

➤ 麻薬使用者免許を持っていないBが、麻薬使用者Aの氏名及び免許番号を使って、麻薬処方せんを発行し、患者に医療用麻薬を交付した。

- ✓ 麻薬使用者免許は、**本人にのみ**認められるもの
- ✓ 他人名義を使った麻薬の施用は**厳禁**

2. 謙渡・謙受

適用条文（麻薬譲渡・譲受）

麻薬及び向精神薬取締法

【第24条第9項】譲渡し

- 麻薬卸売業者は、当該免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

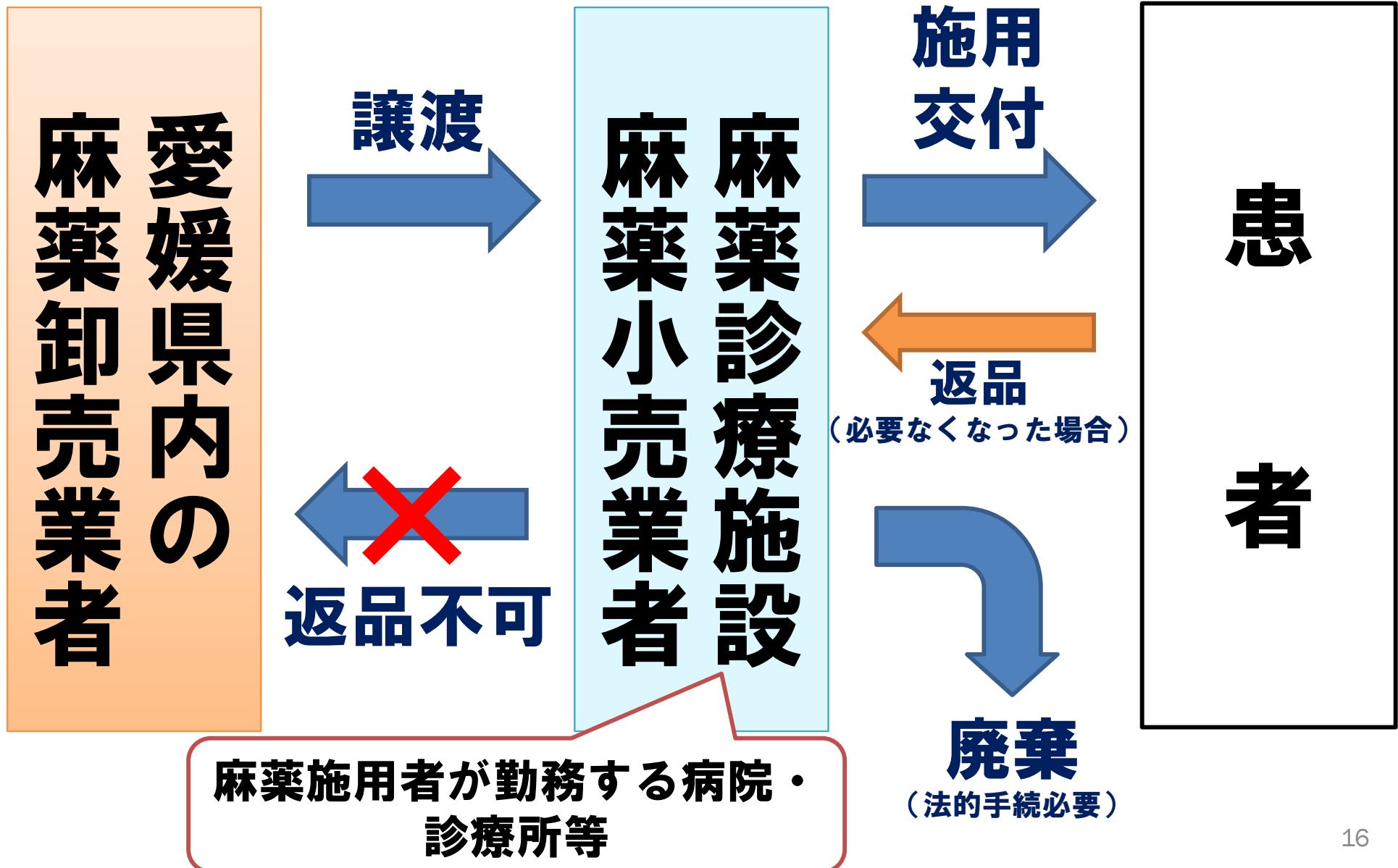
【第24条第11項】譲渡し

- 麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

【第26条第3項】譲受け

- 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、第24条の規定により禁止される麻薬の譲渡の相手方となつてはならない。

麻薬の流通



麻薬譲渡証・譲受証



- ① 譲渡証・譲受証を同時交換
- ② 譲受証を事前に麻薬卸売業者に交付

譲渡証・譲受証は2年間保存

麻薬を譲受する際の注意

1. 譲受は原則、**麻薬卸売業者**からのみ
2. 他の麻薬診療施設や麻薬小売業者との**譲渡**
譲受、貸し借りは厳禁！
3. 麻薬購入時は、**麻薬譲渡証**と**麻薬譲受証**の
交換が必要
4. 麻薬譲渡証・譲受証はそれぞれ**譲渡側・譲受
側の責任**において記入
5. 麻薬譲渡証は**2年間保存**

3. 麻薬の保管

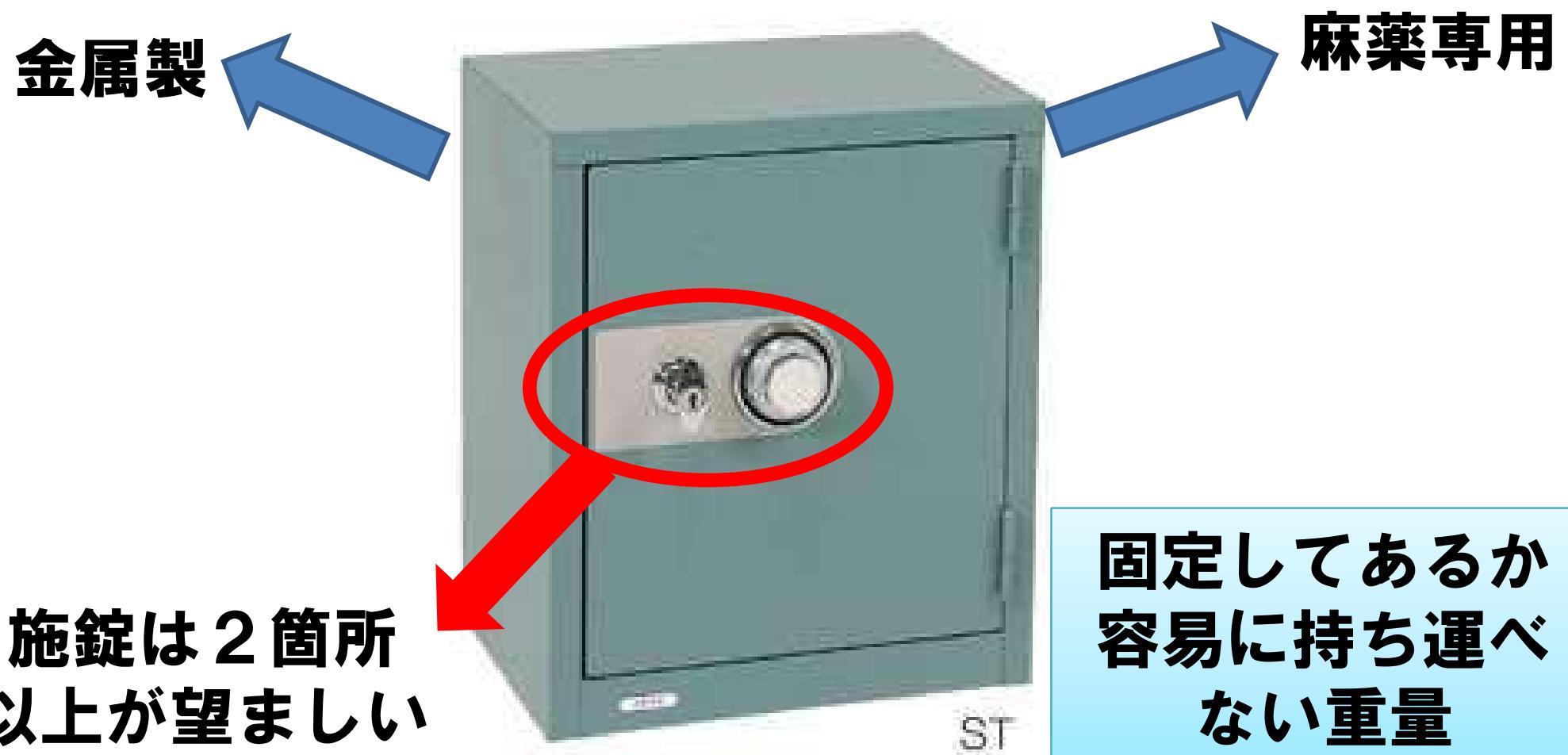
適用条文（麻薬の保管）

麻薬及び向精神薬取締法

【第34条】保管

- 第1項 麻薬取扱者(麻薬管理者)は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。
- 第2項 前項の保管は、麻薬以外の医薬品(覚せい剤を除く。)と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならぬ。

麻薬保管庫について



施錠は2箇所
以上が望ましい

固定してあるか
容易に持ち運べ
ない重量

スチール製ロッカー、机の引き出しは不可！

麻薬を保管する際の注意

1. 金属製で固定してあるか、容易に持ち運べない重量の金庫(重量金庫)内で保管すること
2. 金庫は麻薬診療施設または薬局内に置くこと
(自宅等での保管は不可)
3. 手提げ金庫での保管、スチール棚での保管は不可
4. 金庫内に他の薬(毒薬、向精神薬、覚せい剤原料含む)や、現金、麻薬帳簿などと一緒に保管することは不可

4. 麻藥帳簿・記錄

適用条文（麻薬帳簿・記録）

麻薬及び向精神薬取締法

【第39条第1項】帳簿(麻薬診療施設)

- 麻薬管理者は、**麻薬診療施設に帳簿を備え**、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。
- ① 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
 - ② 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬(施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。)の品名及び数量並びにその年月日
 - ③ 当該麻薬診療施設で施用した麻薬(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。)の品名及び数量並びにその年月日
 - ④ 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬(事故麻薬)の品名及び数量

麻薬帳簿

次の事項を記載しなければならない。

- 譲り受けた麻薬
- 廃棄した麻薬
- 譲り渡した麻薬
- 施用した麻薬
- 事故届で届け出た麻薬

品名、数量、年月日

在庫麻薬、譲渡証、カルテ、麻薬処方せん、麻薬廃棄届等と一致すること！

最終記録の日から**2年間**保存

麻薬帳簿記載例 1

デュロテップMTパッチ 2.1mg				単位：枚
日付	受入	払出	残量	備考
R7.9.1	15		15	愛媛医薬(株)西条支店 ① J 01-001123～001125
R7.9.2		7	8	愛媛花子 ② (カルテNo.123)
③ R7.9.7	5		13	愛媛医薬(株)西条支店 ④ J 01-001198 9/8納品

帳簿記載のポイント

- ① 受入の際は、麻薬卸売業者の氏名又は名称
及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載
- ② 麻薬を交付した患者の氏名を備考欄に記載
- ③ 受入年月日は、麻薬譲渡証に記載された年月
日を記載
記載を誤った場合は二重線で見え消しにし、
訂正者の訂正印を押印
- ④ 麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が異なる場合
は、備考欄に到着年月日を記載

麻薬帳簿記載例 2

オキシコンチンTR錠 5mg				単位：錠
日付	受入	払出	残量	備考
R7.10.1			53	前帳簿から繰越
R7.10.1	200		253	愛媛医薬(株)西条支店 P1-005327～005328
R7.10.2		14	239	松山太郎 (カルテNo.456)
R7.10.6	(6)		239	外来四国次郎の家族四国花子の持込 R7.10.9 廃棄 立会者 西条一郎 印 R7.10.13 調剤済麻薬廃棄届提出
R7.10.7	(21)		239	宇和三郎 (カルテNo.567) 入院時持参 継続施用
R7.10.7	* (12)		251	松山太郎から返納 (12錠)
R7.10.13		33	218	陳旧により廃棄 R7.10.7 麻薬廃棄届提出 立会者 西条保健所 小松紀子 印
R7.10.19		5	213	5錠所在不明 R7.10.20 麻薬事故届提出

帳簿記載のポイント

- ⑤ 患者に一旦交付された麻薬を、**患者又は患者の家族から譲り受けた際**には、**その麻薬は廃棄**することとし、()書きで記載し、**残高に加えず**、備考欄に麻薬を譲り受けた相手の氏名及び廃棄年月日、調剤済麻薬届提出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。
- (受入、廃棄が多い場合は、**補助簿**を作成すると便利です。)
- また、**入院時持参した麻薬を継続施用**する場合は、()書きで記載し、**残高に加えず**、継続施用の旨記載してください。

麻薬帳簿記載例 2

オキシコンチンTR錠 5mg				単位：錠
日付	受入	払出	残量	備考
R7.10.1			53	前帳簿から繰越
R7.10.1	200		253	愛媛医薬(株)西条支店 P1-005327～005328
R7.10.2		14	239	松山太郎 (カルテNo.456)
R7.10.6	(6)		239	外来四国次郎の家族四国花子の持込 R7.10.9 廃棄 立会者 西条一郎 印 R7.10.13 調剤済麻薬廃棄届提出
R7.10.7	(21)		239	宇和三郎 (カルテNo.567) 入院時持参 継続施用
R7.10.7	* (12)		251	松山太郎から返納 (12錠) ⑥
R7.10.13		33	218	陳旧により廃棄 R7.10.7 麻薬廃棄届提出 ⑦ 立会者 西条保健所 小松紀子 印
R7.10.19		5	213	5錠所在不明 R7.10.20 麻薬事故届提出 ⑧

帳簿記載のポイント

- ⑥ 看護師詰所等で管理をし、衛生状態が担保されている麻薬については、再利用が可能であるが、その際は、受入欄の()書きに*印を付すとともに、受入数量を残高に加え、備考欄に返納のあった患者の氏名を記載してください。
- なお、再利用するとして一度受け入れた麻薬を廃棄する際は、「麻薬廃棄届」の提出が必要です。
- (麻薬小売業者の場合、このケースはありません)
- ⑦ 古くなったり、変質した麻薬を廃棄しようとするときは、あらかじめ管轄の県保健所に「麻薬廃棄届」を提出し、県保健所にて廃棄する必要があります。
- ⑧ 麻薬の所在不明等による事故が生じたときは、すみやかに届け出てください。

補助簿（廃棄簿）の例

受入年月日	品名	受入(廃棄)数量	患者名	廃棄年月日	麻薬管理者氏名・印	立会者氏名・印	廃棄届提出年月日	備考(廃棄理由)
R7.10.6	オキシコンチン錠5mg	6錠	四国次郎	R6.10.9	愛媛和夫 印	西条一郎 印	R7.10.13	外来：家族 四国花子の 持込
R7.10.9	MSコンチン錠10mg	20錠	伊予太郎	R6.10.18	愛媛和夫 印	西条一郎 印	R7.10.26	患者死亡

麻薬帳簿記載例3（注射剤）

フェンタニル注 0.1mg				単位：A (2ml)
日付	受入	払出	残量	備考
R7.10.1			3	前帳簿から繰越
R7.10.1	10		13	愛媛医薬(株)西条支店 S4-000125
R7.10.2		1	12	松山太郎 (カルテNo.456) ⑨
R7.10.6		1	11	伊予次郎 (カルテNo.1523) (0.5ml廃棄) 立会者 西条一郎 ⑩
R7.10.7		1	10	破損により0.4ml流出 R7.10.7 廃棄1.6ml 立会者 西条一郎 ⑪ R7.10.8 麻薬事故届提出
R7.10.14		10	0	土居三郎 (カルテNo.578) IVH施用 5ml廃棄 立会者 西条一郎 ⑫
R7.10.14	10		10	愛媛医薬(株)西条支店 S4-000175～00184

帳簿記載のポイント

⑨ 1A(2ml)全てを施用した例です。

なお、空アンプルは、麻薬管理者（麻薬施用者が1名だけの診療施設では、その麻薬施用者）が廃棄（焼却、粉碎等）してください。

⑩ 1A(2ml)のうち、一部(1.5ml)を施用した例です。

なお、施用した残り(0.5ml)は、アンプルごと麻薬管理者は、他の職員1名以上の立会いの下に、速やかに廃棄し、備考欄に麻薬の廃棄数量をml単位で記載してください。

また、**廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。**
(麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届は不要です。)

麻薬帳簿記載例 3（注射剤）

フェンタニル注 0.1mg				単位：A (2ml)
日付	受入	払出	残量	備考
R7.10.1			3	前帳簿から繰越
R7.10.1	10		13	愛媛医薬(株)西条支店 S4-000125
R7.10.2		1	12	松山太郎 (カルテNo.456)
R7.10.6		1	11	伊予次郎 (カルテNo.1523) (0.5ml廃棄) 立会者 西条一郎 (印)
R7.10.7		1	10	破損により0.4ml流出 R7.10.7 廃棄1.6ml 立会者 西条一郎 (印) ⑪ R7.10.8 麻薬事故届提出
R7.10.14		10	0	土居三郎 (カルテNo.578) IVH施用 5ml廃棄 立会者 西条一郎 (印) ⑫
R7.10.14	10		10	愛媛医薬(株)西条支店 S4-000175～00184

帳簿記載のポイント

- ⑪ アンプル破損により、一部(0.4ml)流出した例です。麻薬管理者が、速やかに麻薬事故届により届け出でください。
- 麻薬事故届に残りの麻薬(1.6ml)の廃棄経過も詳しく記入することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は不要です。**(アンプル剤のみ)**
- ⑫ IVH(中心静脈への点滴注射)に、**麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は、施用残となりますので、**麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届の必要はありません。麻薬管理者が、他の職員1名以上の立会いの下に廃棄(焼却・放流等)し、**廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。**

BadCase 4

- 外来患者が死亡または処方変更等のため、本人または家族から返却された麻薬を、別の患者に再利用した。
- ✓ 一度外来患者等に払出した麻薬や、自己管理されていた入院患者の麻薬は衛生状態が担保されていないため、廃棄すること。
⇒他の職員の立会いの元に廃棄、記録し、廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を管轄の保健所に提出すること。

BadCase 5

- 業務が忙しかったため、受払のメモを帳簿に挟み込んでいたが、しばらくしてメモが一部なくなっていることに気づき、麻薬の受入、払出状況が分からなくなつた。
- ✓ 麻薬帳簿上の数量と現品の数量が合致しないと、メモの記載忘れが原因か、紛失等の事故が原因か不明瞭になる。
⇒ 麻薬の受入、払出時は必ずその直後に帳簿に記録すること！

5. 廃棄・事故

適用条文（廃棄・事故）

麻薬及び向精神薬取締法

【第29条】麻薬廃棄届

- 麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。ただし、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄する場合は、この限りでない。

適用条文（廃棄・事故）

麻薬及び向精神薬取締法

【第35条第2項】調剤済麻薬廃棄届

- 麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、第29条ただし書の規定により、**麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したときは、30日以内に、その麻薬の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。**

麻薬の廃棄について

➤ 麻薬廃棄届

古くなった麻薬、調剤ミス(誤調剤)した麻薬など

➤ 調剤済麻薬廃棄届

患者や患者の家族等から返却された麻薬など

➤ 届出不要(麻薬帳簿の記載のみ)

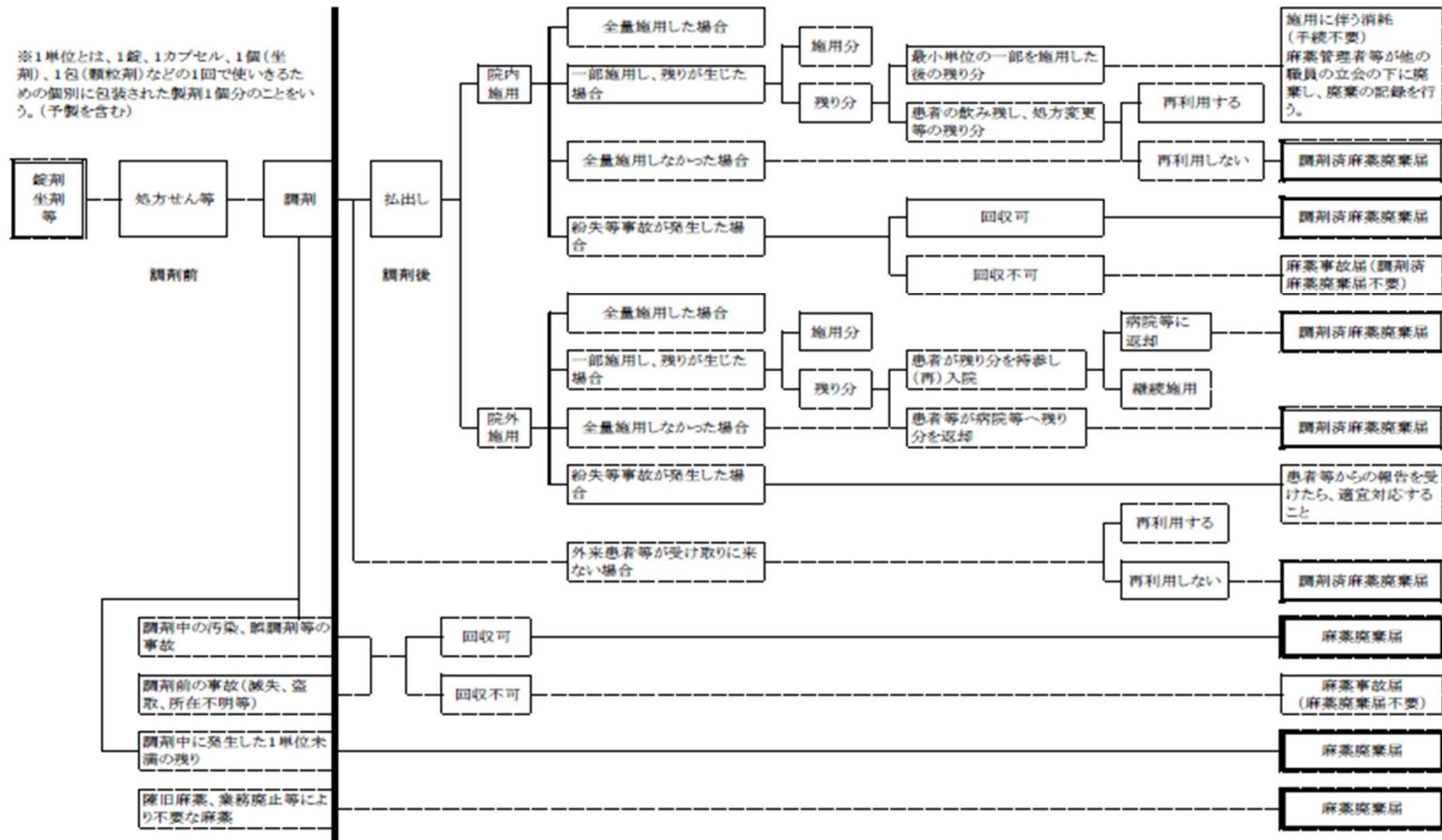
麻薬注射剤の施用残液など

調剤済麻薬の廃棄や、施用残の麻薬であっても、他の職員の立会いの元で廃棄し、麻薬帳簿に署名又は記名捺印すること。

判断に迷った場合は、事前に麻薬取扱いの手引きを確認！
それでも迷う場合は、県保健所又は薬務衛生課に相談！

廃棄フローチャート

※1単位とは、1錠、1カプセル、1個(坐剤)、1包(顆粒剤)などの1回で使いきるために個別に包装された製剤1個分のことをいう。(予製を含む)



(図1) 1単位を有する剤型の場合(錠剤、カプセル剤、坐剤等)

適用条文（廃棄・事故）

麻薬及び向精神薬取締法

【第35条第1項】事故届

- 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、
滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生労働大臣に、麻薬卸売業者、
麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては**都道府県知事に届出なければならない。**

麻薬の「事故」とは

➤ 滅失

麻薬等規制物件の物理的存在を失うこと。

人為的であったかどうかを問わない。

(手術中に注射アンプルを落とし、飛散させた場合など)

➤ 盗取

盗難にあうこと(同時に警察にも届け出ること)

➤ 所在不明

紛失、亡失等麻薬等の所在を見失うこと

➤ その他

強奪、脅取、詐取など

これらの場合は、すみやかに県保健所に一報を入れ、麻薬事故届を提出してください。

BadCase 6

- 麻薬の廃棄をあとでやろうと思い、とりあえず麻薬帳簿だけ廃棄の記録をしたが、そのまま廃棄を忘れてしまった。
 - 他のスタッフが多忙であり、廃棄する麻薬も少量であったため、自分一人で麻薬を廃棄し、立会者の印は、事前に預かっていた印鑑を押した。
- ✓ 帳簿への記載は廃棄と同時にを行い、必ず、立会者とともに廃棄を行うこと。
⇒ 廃棄した記録のある麻薬を所持することは **不法所持** に該当します！

BadCase 7

- フェントステープを払い出したあと、(実際には麻薬が残っているのに) 箱の中には何もないと思い込み、そのままゴミ箱に捨てた。
後日、在庫をチェックしたところ、帳簿上の数と一致しないことが判明した。
- ✓ 空き箱だと思い込んで中に入ったままの麻薬を捨てる
ケースが跡を絶ちません！
空き箱を破る、専用の空き箱入れを準備するなどして、中身がないことを確認するとともに、調剤後は実数を確認しながら麻薬帳簿に記載してください！

詳細は、愛媛県中予地方局企画課ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/7678.html>

愛媛県 Ehime Prefectural Government 

Language 閲覧補助 目的でさがす 組織でさがす 検索

くらし・防災 医療・福祉・子育て 教育・スポーツ 観光・文化・国際交流 仕事・産業 土木・まちづくり 県政運営

現在地 [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [中予地方局](#) > [中予地方局企画課](#) > [麻薬及び向精神薬等の適正使用・適正管理について（中予保健所）](#)

麻薬及び向精神薬等の適正使用・適正管理について（中予保健所）

ページID : 0007678更新日 : 2025年6月13日 印刷ページ表示

近年、麻薬及び向精神薬取締法の違反事例が増加しています。
各医療機関・薬局でご確認をお願いします。

麻薬・向精神薬・覚醒剤原料に関するご案内

-  [麻薬の取扱いについて \[PDFファイル／204KB\]](#)
-  [覚醒剤原料の取扱いについて \[PDFファイル／295KB\]](#)
-  [薬局における向精神薬処方せん確認の際の留意事項について \[PDFファイル／67KB\]](#)

(参考)

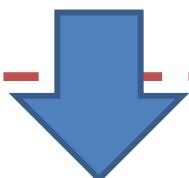
在宅医療における麻薬注射剤 の取扱いについて

在宅医療のために処方されるバルーン式ディスポーザブルタイプの連続注入器に入った麻薬注射薬の取扱いについて

(平成10年12月22日 医薬麻発第1854号)

3 返却及び廃棄

- ① 使用済み又は未使用で不要となった連続注入器は、麻薬注射薬の残液の有無にかかわらず、原則として交付を受けた麻薬診療施設又は譲り渡しを受けた麻薬小売業者に返却するよう、交付又は譲り渡しに当たって患者等に指導すること。
- ② 使用済み又は未使用で不要となり返却された連続注入器内の麻薬注射液の残液については、入院患者の場合と同様に、施用に伴う残液の処理として、適切に廃棄すること。



未使用であっても「調剤済麻薬廃棄届」は不要です。

麻薬取扱いのQ & A

[Q 1]

在宅医療のために交付された麻薬注射剤が返却されたとき、届出はどのように提出をすればよいですか。

[A 1]

使用済み又は未使用で不要となり返却された連続注入器内の麻薬注射液の残液については、入院患者の場合と同様に、**施用に伴う残液の処理**として、麻薬管理者又は麻薬小売業者の責任者が麻薬診療施設又は麻薬小売業者の他の職員1名以上の立会いの下に適切に廃棄してください。

麻薬取扱いのQ & A

[Q 2]

在宅医療のために交付された麻薬注射剤が返却され、**連續注入器内の麻薬注射剤の残液を廃棄する場合**、帳簿に記載する事項は、どの程度のことと記録すればよいのですか。

[A 2]

連續注入器の返却を受けた麻薬診療施設又は麻薬小売業者にあっては、返却した患者の氏名、返却及び廃棄の年月日、品名等について記載してください。数量等については連續注入器の個数とおよその廃棄量(例えば、全量、半量、微量、約10mL等)を記載してください。患者が廃棄してしまったという報告を受けた場合にあっては、その旨を備考欄等に記載してください。

なお、**廃棄する場合は補助簿に記載すると便利です。**

ご清聴ありがとうございました。